

地域医療介護総合確保基金を活用した支援の概要（関係分）

1 趣旨

広島県地域医療構想（平成 28 年 3 月策定）の実現に向けて、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費等に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携への自主的な取組を支援する。

2 医療機関の事業縮小に係る事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、各圏域において過剰とされている病床を削減（事業を実施する施設において 10 床以上の病床削減を伴うものに限る。）することに伴う次の事業

- a. 不要となった病棟（室）等を他の用途へ変更（機能転換を除く）する際に必要な施設整備
- b. 不要となった建物・医療機器の処分（施設等処分）
- c. 職員の早期退職に要する経費（人件費）

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	1 床当たり 3,406 千円	不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
施設等処分	建物処分 1 床当たり 2,320 千円 機器処分 1 施設当たり 5,400 千円	不要となる建物・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ただし、広島県地域医療構想公示日まで取得（契約）したものに限り対象とする。
人件費	早期退職制度を活用する職員 1 人当たり 6,000 千円	病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

補助率：施設整備 1 / 2，施設等処分 1 / 2，人件費 1 / 2

(3) 留意事項

■ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業について、地域医療構想と整合性がとれており、かつ、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認される必要があること。

圏域の病床の状況によっては、事業対象とならない場合もあること。

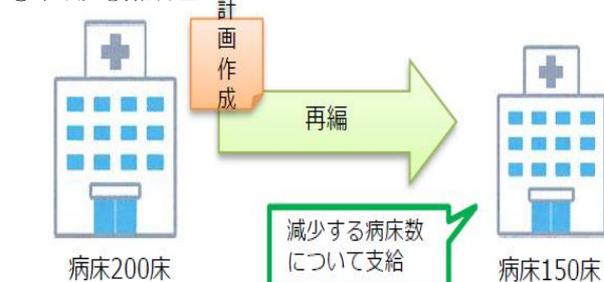
■ 上記基準単価は補助の上限であり、実際の補助対象経費がこれらを下回る場合は、実際の経費に基づいて算定を行うこと。

3 病床機能再編支援事業

(1) 給付金の種類

	支援の概要
①単独支援給付金	病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付
②統合支援給付金	統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付

①単独支援給付金



②統合支援給付金



病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%～60%未満	1,368千円
60%～70%未満	1,596千円
70%～80%未満	1,824千円
80%～90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(2) 留意事項

- 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分 化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会^(※)の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。

(※) 広島県では、意見を聞く場を「広島県医療審議会保健医療計画部会・県単位の地域医療構想調整会議」としている。

- 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること。